

議案第108号

松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、松阪飯多農業共済事務組合の解散に伴い別紙のとおり財産を処分することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年9月28日 提出

松阪市長 竹上 真人